

## 電気需給約款（高圧・特別高圧） 新旧対照表

(下線部分が変更・追記箇所)

改定前	改定後
<p>II 契約の申込み</p> <p>6.申込み (1)省略 (2)契約電力は、次によって定めます。 イ 高圧で需要する場合で契約電力が 500 キロワット未満の場合（以下、これによって契約電力を決定するお客さまを、「実量制のお客さま」といいます。） (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 a省略 b省略 (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p>	<p>II 契約の申込み</p> <p>6.申込み (1)省略 (2)契約電力は、次によって定めます。 イ 高圧で需要する場合で契約電力が 500 キロワット未満の場合（以下、これによって契約電力を決定するお客さまを、「実量制のお客さま」といいます。） 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 a省略 b省略 (ロ) 削除</p>
<p>II 契約の申込み</p> <p>9.本契約の成立および契約期間 (1)省略 (2)契約期間は、次によります。 イ省略 ロ 契約期間満了日の3ヵ月前までに、お客さままたは当社から相手方に対する書面による意思表示がない限り、本契約の契約期間は自動的に1ヵ年延長し、以後もこの例によるものとします。</p>	<p>II 契約の申込み</p> <p>9.本契約の成立および契約期間 (1)省略 (3)契約期間は、次によります。 イ省略 ロ 契約期間満了日の2ヵ月前までに、お客さままたは当社から相手方に対する書面による意思表示がない限り、本契約の契約期間は自動的に1ヵ年延長し、以後もこの例によるものとします。</p>
<p>III 料金</p> <p>13.料金 (1) イ～ハ 省略 二 自家発補給料金 お客さまの発電設備等検査、補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合は下記の通りとさせていただきます。 (イ)省略 (ロ)省略 (ハ) 基本料金は電気供給契約書に定められた自家発補給電力使用時基本料金を適用いたします。ただし、電気の供給を受けない場合は自家発補給電力未使用時基本料金を適用いたします。従量料金は以下のとおりといたします。 a 使用日の前営業日の午前8時までに当社へ使用の通告を行った場合、電気供給契約書に定められた定期検査時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。 b a 以外の場合、電気供給契約書に定められた事故時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。</p>	<p>III 料金</p> <p>13.料金 (1) イ～ハ 省略 二 自家発補給料金 お客さまの発電設備等検査、補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合は下記の通りとさせていただきます。 (イ)省略 (ロ)省略 (ハ) 基本料金は電気供給契約書に定められた自家発補給電力使用時基本料金を適用いたします。ただし、電気の供給を受けない場合は自家発補給電力未使用時基本料金を適用いたします。従量料金は以下のとおりといたします。 a 原則として使用日の1ヵ月前までに当社へ使用の通告を行った場合、電気供給契約書に定められた定期検査時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。 b a 以外の場合、電気供給契約書に定められた事故時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。</p>
<p>III 料金</p> <p>14. 契約超過金 (1) 協議制のお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、当社の責めとなる理由による場合を除き、お客さまは、当社に対して、契約超過金として、以下の式により算出される金額を支払うものとします。但し、当社に同金額を超過する損害が生じたときには、かかる超過分も支払うものとします。  (当該月の最大需要電力－当該月の契約電力)×基本料金単価×(1.85－力率/100)×1.5</p>	<p>III 料金</p> <p>14. 契約超過金 (1) 協議制のお客さま及び自家発補給料金が適用されるお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、当社の責めとなる理由による場合を除き、お客さまは、当社に対して、契約超過金として、以下の式により算出される金額を支払うものとします。但し、当社に同金額を超過する損害が生じたときには、かかる超過分も支払うものとします。  (当該月の最大需要電力－当該月の契約電力)×基本料金単価×(1.85－力率/100)×1.5</p>
<p>VI 契約の変更および終了</p> <p>37.本契約の廃止 (1) 本契約の廃止は、本契約締結日以降、料金適用開始日から1年未満の期間内は行うことができないものとします。 (2) 本契約締結日以後、料金適用開始日から1年以上が経過した後は、本契約の廃止希望日の3ヶ月前までの書面による解約申入れによって本契約を廃止することができるものとします。但し、本契約の廃止日は、廃止希望日、または、第3項に定める処置が完了した日のいずれか遅い日とします。 (3) 当社は、前項に基づいて本契約を廃止するに当たっては、前項の廃止希望日に、当社の設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行い、お客さまは、必要に応じてこれに協力するものとします。但し、廃止希望日に当該処置を行うことができないときは、廃止希望日以降に係る</p>	<p>VI 契約の変更および終了</p> <p>37.本契約の廃止 (1) 本契約を廃止する場合、お客さまは本契約の廃止希望日の2ヶ月前までの書面による解約申入れによって本契約を廃止することができるものとします。この場合、申入れた日から2ヵ月経過した後<del>に</del>到来する最初の計量期間等の開始日を廃止予定日として本契約を廃止することとします。 (2)当社から本契約を廃止する場合、当社は本契約の廃止希望日の2ヵ月前までに書面により解約申入れを行うものとします。この場合、申入れた日から2ヵ月経過した後<del>に</del>到来する最初の計量期間等の開始日を廃止予定日として本契約を廃止することとします。 (3) 当社は、前2項に基づいて本契約を廃止するに当たっては、前2項の廃止予定日に、当社の設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行い、お客さまは、必要に応じてこれに協力するものとします。但し、廃止予定日に当該処置を行うことができないときは、廃止予定日以降に係る処置を行うものとします。</p>
<p>別表</p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1)省略 (2)省略 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円として、その端数は、切り捨てます。 また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 ロ省略</p>	<p>別表</p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1)省略 (2)省略 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円として、その端数は、切り捨てます。 また、予備電力及び自家発補給電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 ロ省略</p>

別表

2.燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × (2)の基準単価 / 1000

当該電力会社	基準燃料価格
北海道電力	37,200円
東北電力	31,400円
東京電力パワーグリッド	44,200円
中部電力	45,900円
北陸電力	26,000円
関西電力	27,100円
中国電力	26,000円
四国電力	26,000円
九州電力	27,400円
沖縄電力	25,100円

別表

2.燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × (2)の基準単価 / 1000

当該電力会社	基準燃料価格
北海道電力	37,200円
東北電力	31,400円
東京電力パワーグリッド	44,200円
中部電力	45,900円
北陸電力	21,900円
関西電力	27,100円
中国電力	26,000円
四国電力	26,000円
九州電力	27,400円
沖縄電力	25,100円